

第十三回 参議院建設委員会會議録第二十一号

昭和二十七年四月三日(木曜日)午前十一時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
楠瀬 常雄君
島津 忠彦君
深水 六郎君
徳川 宗敬君
前田 穰君
松浦 定義君
東 隆君

衆議院議員

上林山榮吉君
瀬戸山三男君

事務局側

常任委員会専門員 武井 篤君
常任委員会専門員 菊地 瑞三君

○特別土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案(衆議院提出)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今より建設委員会を開会いたします。先ず特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案を議題に供します。

先ず提案者より御説明を願います。
○衆議院議員(上林山榮吉君) 只今議題となりました特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案について、

最初から世話をした来たものといひまして、且つ又提案者を代表いたしまして提案理由の説明をいたしたいと思ひます。

御承知の通り、本法案の概要についてはすでに有志の委員の各位に非公式に説明を申し上げ、委員各位の建設的な御援助を得ておるのであります。この法案の概要をこれから説明をいたしたいと思ひます。

提案の理由を簡単に説明申し上げます。特になん九州を初め全国的にも相当散見されるわけでありまして、この特殊土じよう地帯の内容を分析して見ますと、こゝに見本を持つて来ておるのであります。特殊火山の噴出物によるシラス、ボラ、コラ、アカホヤ、或いは花崗岩の風化土、或いは特に浸蝕を受けやすい性状の土壌が、各地にあるわけでありまして、そのためにこの地帯においては、年々災害が他の地方よりも極度に多く、而もこの地帯の農作物の生産高は普通の土地に比べてこれ又非常に收穫が少ないのであるが、これが対策を普通の程度に放置しておくとすれば、国家的にも、地方的にも非常なる損害を加えることになりまして、経済再建の上からいつて極度に障害になることであるので、これを国家の助成を得て除去して行きたいというのがその根本の趣旨であります。

そこで法案の内容を更に御説明申し上げます。第一條にこの法案の目的を書いてありますが、特殊土じよう地帯に對しまして先ほど申し上げました理由によりまして、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基く事業を実施することによつて特殊土じよう地帯の保全と農業生産力の向上を図ることがその根本の目的であります。

第二條はここに明記してある通り、特殊土じよう地帯の指定をいたそうとするものであります。内閣総理大臣は、特殊土じよう地帯対策審議会の意見をきいて、しばしば台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、且つ特殊土じよう地帯に先んじて説明申し上げたものであります。特殊土じよう地帯におおわれた地形上、年々災害が生じ、又は特殊土じよう地帯におおわれているために農業生産力が著しく劣つてゐる都道府県の区域の全部又は一部を特殊土じよう地帯として指定する。というのであります。そして第三條に示してある通り、内閣総理大臣は、特殊土じよう地帯対策審議会の意見を聞いて、先ほど第一條で説明申し上げました通り、その目的を達成するために必要な特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める、というわけでありまして、

そこで第四條に基いて、事業の実施をやるわけでありまして、前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律にこれに命令を含むわけでありまして、法律の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとす。こゝういふことによりまして、事業の実施をなすこととしたのであります。

更に適正を期するために特殊土じよう地帯審議会の設置をいたすのであります。審議会の権限その他については、第五條には「この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議するために、総理府に特殊土じよう地帯対策審議会を置く」とあるように、これらの設置と権限を明らかにし、そして審議会は特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に対し、意見を申出ることができ、ということにしたのであります。なお、審議会の組織といたしましては、第六條にありますが、審議会は内閣総理大臣が任命する委員十九名を以て組織いたしますが、ここに列挙してありますように、地方自治庁の次長、大蔵事務次官、農林事務次官、運輸事務次官、建設事務次官、経済安定本部副長官、都道府県知事、都道府県議会議長、市町村長、市町村議會議長、学校教育法又は旧大学令による大学の教授、農業者の団体を代表する者、こゝういふことになつております。

その任期は二年といたしてあります。なお審議会の構成についてはここに示してあるのと一致いたします。会長を置くとか、或いは委員は互選であるとか、会長が会務を総理するとか、専門の事項を調査審議するために審議会に専門委員を置くとか、それ〴〵規定いたしてゐるのであります。

更に第七條について説明を加えます。ならば審議会は、第五條第一項に規定する事項の調査審議に關し必要があるときは、関係のある行政機関、地方公共団体その他の者に対し、資料の提出を求め、又は報告をさせることができる。と規定しまして、審議会の運営について支障のないように、効果のあるように規定をいたしたのであります。更に関係地方公共団体等の意見の申出ができるように規定をいたしました。それは第八條にありますが、関係地方公共団体その他の者は、第三條第一項の事業計画に關し、審議会に對して意見を申し出ることができ、といふのがそれでありまして、

更に第九條は、国の予算への経費の計上をここに規定をいたしたのであります。それは「政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第三條第一項の事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬ」と規定をいたしたのであります。この趣旨の立法例は、御承知の通り先般国会を通過いたしました單作地帯の法案等にもその例があるのであります。

次に特別な助成の方法を講ずるために、第十條に「国は、第三條第一項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、地方財政法第十六條の規定に基く補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつて、その他必要と認める措置を講ずることができ、と規定したのであります。

更に第七條について説明を加えます。ならば審議会は、第五條第一項に規定する事項の調査審議に關し必要があるときは、関係のある行政機関、地方公共団体その他の者に対し、資料の提出を求め、又は報告をさせることができる。と規定しまして、審議会の運営について支障のないように、効果のあるように規定をいたしたのであります。更に関係地方公共団体等の意見の申出ができるように規定をいたしました。それは第八條にありますが、関係地方公共団体その他の者は、第三條第一項の事業計画に關し、審議会に對して意見を申し出ることができ、といふのがそれでありまして、

更に第七條について説明を加えます。ならば審議会は、第五條第一項に規定する事項の調査審議に關し必要があるときは、関係のある行政機関、地方公共団体その他の者に対し、資料の提出を求め、又は報告をさせることができる。と規定しまして、審議会の運営について支障のないように、効果のあるように規定をいたしたのであります。更に関係地方公共団体等の意見の申出ができるように規定をいたしました。それは第八條にありますが、関係地方公共団体その他の者は、第三條第一項の事業計画に關し、審議会に對して意見を申し出ることができ、といふのがそれでありまして、

確な資料で以てこういう工合にして実施するのだ、これにはこれだけ金がか

な御意見でございまして、この問題については、我々も常識以上のものを持つてゐるつもりではありますけれども、権威ある御質問に対して答えるほどの資料を持つておりませんが、これは併し立法の精神から言ひまして、我々がたゞ地方的な感覚、地方的な実情だけから計画を立て、或いは県当局等が、地方団体等が計画を立てるだけでは私は万全を期することができないから、これらの意見も参考として徴して行かなければならないが、それよりも審議会自体の活用というものを重点に置いて、これが企画或いは計画乃至は予算の必要量というものを大局的に地から一つ策定してもらいたい、こういう趣旨を持つておりまして、私どもの希望は勿論持つておりますが、希望を申上げることは遠慮いたしまして、そういうところに重点を置いて行きたい、まあ飽くまで審議会中心主義で一つやつて行きたいというのが、まあ提案者等の意見であります。何か附加えることがあれば瀬戸山君からお願いいたします。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 私のお答えは、或いは私が誤解いたしておりますが、御質問の焦点を外れるかと思ひますが、私が理解しました御質問としてお答えいたすわけでありませう。今言われました計画ということをごのろろ我々から申上げるのは、実力を持たないということとは率直に申上げますが、お手許に差上げてあります経済安定本部資源調査会の「シラス災害の実態とその対策」という報告書であります。これが専門的な調査と計画が報告されております。勿論これだけではございせん。このいわゆるシラス災害

と申しますか、これの対策には、少くとも二十幾つかの学者からの御調査、御研究を願つた報告書が出ております。それを一々皆様がたのお手許に差上げることは不可能でございますので、政府が調査いたしましたもののみをお手許に差上げておるわけでございますが、そのほかにも各関係省の技官、技術官がそれぞれ所管にいたしましては少くとも二百名ぐらいの人たちが調査をいたしております。そういうことで、建設省におきましては農林省におきましても、十分なるこれに対する考えと計画を持つておるわけでありませう。その資料の第一頁、論旨の要約というところに項目的に掲げてあります。第六項に今後の対策ということも掲げてあるわけでありませう。第七項のところに、最後の結論といたしまして「一系統的に一貫した工事が必要である。この為の組織的体制が必要である。シラス台地の災害対策はシラス台地の土地利用合理化の基礎条件であり、之によりはじめて長い間停滯していた低い土地生産力の安定向上が期待される。」こういう一応の結論を出してあります。こういうことで、今日まで勿論これを地方といたしましては又国といたしましては放任いたしておつたわけではありませぬけれども、例えば開拓にいたしましては、それから道路の開鑿にいたしましては、河川の改修にいたしましては、こういうふうな系統的と申しますか、総合的な強力なる力を及ぼすに至つておりませぬ。開拓にいたしましては、食糧増産の関係で平地林その他を殆んど伐り盡しまして、この特殊の土質であるということとを考慮に入れないでただ単に開墾、開拓をす

る。そのあと数年にしてこの特別の土壌に対する灌漑排水その他の施設をいたしておらなかつたために、膨大ななる崩壊、損害をこうむつて……これは写真に一部載せておりますので、その資料で或る程度は御了解願ふと思ひますが、そういうことであれば、食糧増産どころの騒ぎぢやなくて、開拓、開墾された以上の大損害を生じておる実情であります。そういうわけでありませうから、今日まで長い間専門家に研究してもらつておりますし、この法律を、簡単な条文ではありますけれども作つて基礎を與えて、それによつてこの地方の災害の防除対策をして参りたいと、こういうのが私どもの念願であるわけでありませう。先ほど災害復旧でよろしいではないか、公共土木若しくは農地用関係の災害復旧の法律があるではないか、こういう御意見で、御尤もでありますけれども、あれとこれとは全然観点の違いで、あれは損害があつた後にやつて頂く。勿論我々の地方といたしましては、高率若しくは全額の補助を頂きたいという強い熱望を持つておりますけれども、今日の財政状態ではそこまでは参つておりませう。政府といたしましては今日の地方の実情を同情を頂いて、比較的高率のいわゆる国家の助成を頂いておりますが、その災害を復旧するという理念、観点を一歩進めまして、事前にそういう災害の起らない対策を立てて頂きたい。その基本たる法律をここにお願いをいたしたいというのが私ども提案者の考えでありますから、どうか一つ御了解をお願いしたいと思います。

○赤木正雄君 今瀬戸山先生がおつしやいました災害云々の問題であります。が、私も同意見で、このシラス地帯は何も耕作物がないので、つまり災害の起らんようにするのでありますから、そういう点は全く私も同意見であります。それでこの農地の改良のことばさしておきまして、直接の災害に対しては、今まで宮崎、鹿児島であつた例を見ますと、運搬砂防が一番大事なんです。そういう場合に、今一般の公共事業費の治水費の砂防をやつてゐるものとは別の費目を取つて仕事をしようというお考えなのであります。或いは公共事業費で行なつてゐる、ひとり砂防のみならずそういう治水事業を待たなくさん工費をもつて行く、こういうお考えですか。この点どうですか。

○衆議院議員(上林山繁吉君) 非常に専門家であられるだけに微妙な御質問をされるわけでありませうが、我々といましては、できるものならば、狙いとしては公共土木の費用の中に別枠を作つて頂きたい、その別枠によるシラス、ボラ、コラの対策等を講じてもらいたいという希望を持つてはおりますが、併しこれは飽くまでも希望でありまして、我々といましては、提案申上げてゐる問題が解決されさえすればいいのであります。その技術的な、予算的な処置は審議会等の意見に基き決定によつてなされても一向に差支えない、こういうふうに考えております。なお問題といたしましては、先ほど御説明申上げました通り、補助率等はできるだけ全額に近いもの、或いは高率の補助率を適用したものを我々としては頂きたい。こういうわけでありまして、公共土木の費用の中から別枠を設けてもいいし、或いはそれに一緒にしても結論としては差支えない。こういうふうに考えております。

○赤木正雄君 どうして私だ先ほどあのような質問を申上げたかについて、実は本年度の治水費の中の砂防に地入り対策といふものが、そういう費目が七千万円取つてあるものであります。これは実に妙なものでございまして、昭和十三年に内務省の土木局で砂防事業はどういう仕事をやるかと、これは省議会で決定した項目であります。その中に地入り地帯も砂防でやる。実際に新潟県、長野県、山形県、あちらの地入り地帯を砂防工事で仕事を起しまして、非常に成績がいいので、新潟県のごとき何ら砂防に関心がなかつたのに、砂防々々といひ出したのは、実はあの仕事をやつた結果なんです。ところがこれは建設省の砂防課の連中にも、又地方の砂防に關係してゐる人にも、私は非常に責任があると思つたので、衆議院のほうで地入り対策云々といふことをされまして、砂防とは違つた仕事をするような感じを持たせてしまつたのです。飛んでもないことですが、そんな馬鹿なことはないのだ。一旦こういう技術的なことは砂防でやるのだというのを決定して、何も技術にはそういう退歩はあつたはずはありません。それに今になつてそれを砂防ではない、地入り対策事業といふから、これを私は非常に不可解に思つておつた。その結果大蔵省としては今度地入り対策費用だけは……普通の砂防は三分の二が国の補助ですが、地入り費用は二分の一出したというのです。私はこういう結果が必ず来る、それで悪くすると、大蔵省は御承知の通り成るべく補助率の少いほうが好ま

すからして、折角今まで長年苦勞して起した三分の二まで砂防の補助を用いたものを、地じり費用は二分の一でやつているのじやないか、そういうふうな將來引落す危険が非常にある、そうすると今持込むとあなたのはうの県にしましても非常に大きな影響がある、だから小策を弄して大本を誤つてはいけない、そういう趣旨を私はやかましく言つてゐるのです。その結果といひまして、この委員会でも建設省の河川局長に来てもらつて、そうして質問しました。つまり砂防地じりは治水に關係しないところであるのだと、無論治水に關係があるならこれは砂防費で取れますから、併しその実砂防費で計上してゐるのではないか、ところがこれは僅かな金で項目の出しようがなかつたから止むを得ずこうしてゐるのだ、實際は治水に關係しない畑なんかが地じりしまして、そういうところであるのだ、そういうふうな了解で一応は了解を得てゐるのです。これを仮に今申したその公共事業費で一括なさる場合に、そういう悪い例がありますから、そういう悪い例に引つかかつては困るのです。率を下げられては困るのです、實際を言つて……でありますから、端的に申すなら、公共事業費を殖やしてあなたたちの御希望通りに仕事ができるならこれは一番いいと思つてゐるのです。

○衆議院議員(上林山榮吉君) 赤木委員から非常な將來の問題について思い遣りのある御意見を拜聴したのであります。私も全くそういうふうな考へております。そこでできるものならば公共土木事業費の中に別枠を設けて、本事業の、本法案が目的としておる事業の達成を図りたいと、こういうふうな考へるのでありますけれども、それができない場合は御意見にあります通り、公共事業費の枠を擴大する、二十八年度においては勿論のことでありますが、二十七年年度においても我々といひましては本法案の目的とする事業を初め、その他の問題についても政府がどう考へておるかばかりでござんが、補正予算等におきましてこれら問題も検討をして、そうして政府に強く実現を要望したいと、こういうふうな考へておるのであります。御意見を尊重いたしまして私どもも努力をいたしたいと、こういうふうな考へております。簡単であります。お答へに代えたいと思ひます。

○田中一君 農林省並びに建設省の政府のほうはどういう見解を持つておるか聞きたいと思ふのですが、どういふものでしょうか。

○衆議院議員(上林山榮吉君) この問題は先ほど瀬戸山議員からも説明があつたやうであります。三年前に私ども強くこれを要望いたしまして、政府に取上げてもらつて、これが調査の費用を組んでもらつて、それ〴〵調査した結果を先ほど瀬戸山議員から説明があつたわけでありまが、そのときの報告の内容は経済安定本部の資源調査会の会長である周東英雄君から経済安定本部総裁である吉田茂君に對しまして報告があつたのであります。政府といひましては大局の見地から本問題に對して賛意を表しておられます。なお当該官庁である建設省及び大蔵省或いは安定本部或いは農林省これらの事務当局も私も招致いたしましてそれ〴〵検討をいたしたのであります。

るが、これらの諸君も特別の対策を講ずる必要があるんだと、こういう意味で賛成をしておる状態でありますので、政府の責任者は勿論本法案に賛成をしておるということをお附加しておきたいと思ひます。

○田中一君 農林關係と建設關係の政府委員をお呼び願ひたいです。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 今の田中委員の仰せられること御尤もであります。これは余計なことかも知れませんが、政府の見解を正式に御披露申上げておきます。これは衆議院の建設委員会の第十三号の記録であります。三月二十五日の野田建設大臣の、この法案に對する見解を質された答弁を御披露申上げておきます。

「特殊土壌地帯に對しまして、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立して、この地帯の保全と農業生産力の向上を図りたい、こういう御趣旨からこの法案が生れておるのであります。が、この法案の適用されます地域につきましては、私も幾たびか現地を訪れたことがあるのであります。この土地が非常に疲弊しておりまして、全国でも民度が一番低いかと思はれる地域に屬しております。こういうようなことがありまして、何とかこの地方の生産力を回復しまして、民生の安定を図る必要があるといふことを今までもしばしば痛感いたしておつた次第であります。今回こういう提案がなされたことは、私は、極めて時宜を得たことだと思つております。本法案が速かに成立いたしまして、その恩恵が、この特殊土壌地帯の人々に行き渡りますことを念願いたすものであります。」

大臣として委員会において答弁を頂いております。農林大臣、農林關係、特に農地局であります。この法案ができることを非常に歓迎いたしておる。これは事実でありますから御披露申上げておきます。

○田中一君 私は、今上林山、瀬戸山両氏からお話があつたのであります。が、そのくらい大臣が考へておるなら、ここではつきりと伺ひたいと思ふのです。従つてその若し今……速記をとめて下さい。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 速記をとめて下さい。

午後零時七分速記中止

午後零時二十五分速記開始

○委員長(廣瀬興兵衛君) 速記を始めて。明日は午前十時より委員会を開会いたします。議題は本日と同じものをいたします。

本日はこれを以て散會いたします。

午後零時二十六分散會

昭和二十七年四月十七日印刷

昭和二十七年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁